平成２４年（フ）第５１９号
東京都国立市東１丁目４番地の６商協ビル２Ｆ
破産者　有限会社あすか会教育研究所
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６２号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目５番地１
破産者　古川　靖國
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６３号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目５番地１
破産者　古川久美子
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９５７号
東京都町田市高ケ坂1420番地７いわと荘201
破産者　門田　拓雄
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９５８号
東京都町田市野津田町3471番地４ＴＩＣハイツ201
破産者　モンデンエリンダロハスこと　モンデン　エリンダ　ロジャス（ＭＯＮＤＥＮ　ＥＲＬＩＮＤＡ　ＲＯＪＡＳ）
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
長野県伊那市坂下3319番地
破産者　有限会社田中時計店
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２８４号
静岡県島田市細島1260番地の１
破産者　有限会社棟匠
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０１号
静岡県御殿場市川島田679番地１
破産者　有限会社太田組
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
静岡県沼津市志下430番地の７
破産者　株式会社サ印
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７１号
京都市北区大宮一ノ井町１番地の21
破産者　株式会社ｊａｐａｎｅｓｅ　ｗｅａｒ　喜市
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
広島県竹原市忠海中町１丁目６番５号
破産者　有限会社ライフサービス竹原
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２９号
青森県青森市浪岡大字浪岡字淋城24番地６棟方住宅、開始決定時の住所青森県青森市浪岡大字浪岡字林本65番地14
破産者　葛西　裕治
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７４号
青森県弘前市大字南富田町18番地３
破産者　福士　博嗣
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１３号
青森県南津軽郡田舎館村大字堂野前字西田５番地４
破産者　神山　　淳
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２２号
青森県平川市唐竹井沢22番地13
破産者　吉田留美子（旧姓後藤）
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２４号
奈良県大和高田市曙町５番９号
破産者　丸本　和由
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５４１号
札幌市清田区北野６条１丁目４番８号　サンハイム・ノール201号
破産者　小場有美子（旧姓矢嶋）
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００２号
北海道北広島市青葉町１丁目３番地11
破産者　関口　裕人
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９４号
札幌市中央区南13条西21丁目２番20―501号
破産者　山口　理志
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９号
宮城県仙台市太白区八木山南６―１―７コーポ目黒５号、開始決定時の住所岩手県二戸市金田一字水梨21番地
破産者　小笠原規介
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部